

名とタブー

— 日本語・中国語における, その痕跡と淵源

櫻田 芳樹*

Names and Their Relation to taboo

— A Study of Its Origin and Trace in Japanese and Chinese

Yoshiki Sakurada

Received October

はじめに

私がかつて出会った中国の日本語教科書の誤用例に次のようなものがある。

オ母サンハホントウニ安カッタデスネ、オ父サント妹[◎]ガ帰ッテキテ食事ヲシタアトデー
 ニ食ベマショウト言ッテ戸棚ノ上ニ置キマシタ。(りんごを買ってきた娘に対する母の言葉
 を「間接語法」一娘の口を通して一で示した部分。^(注1)

圏点を施した部分, 「妹」は使えず, 実名で呼ばないとおかしい。言い変えてみて, 「オ兄チャ
 ン」なら可であることから, こうした親族名称の他称詞化(三人称代名詞化)は話者より目上
 には可だが, 話者より目下には行わないということになる。

このような日本語の親族名称の自称詞・対称詞・他称詞化の実情については, 鈴木孝夫氏
 「日本人の言語意識と行動様式—人間関係把握の様式を中心として」^(注2)に明解に整理されて
 おり, この誤用の日本語としての添作はそれによればよい。ただこの誤用の裏には, 別に筆者
 の母語・中国語の投影があり, 中国語にも, 日本語に対応する, 親族名称の自称詞・対称詞・
 他称詞化の用法があり, それには日本語とは違った用法も見られる。

また, 鈴木氏は日本語の親族名称の代替的用法の分析を通じて, 日本語はインド・ヨーロッ
 パ語系の言語のように, 自他(例えばIとYou, JeとTu)の峻別に立って展開されるのでは
 なく, 「対象(または第三者)からの自己規定」に立って展開されるという実相を提示され,
 親族名称の代替的用法に見られる構造について次のように述べておられる。

「前章で日本人の言語的自己規定の特徴が, 自己をまず相手の立場に同化させた後に, 相手
 からの関係で自己を規定するという対象依存型であると述べた。このように観察する自己と

* 外国語学部

Faculty of Foreign Languages

観察される対象が同化しやすい傾向を、日本人が持っていることは、自他の対立を前提として成り立つ日本以外の多くの文化と日本文化を基本的に区別する特質として、すでに知られているが、このような心理構造が、言語の構造と表裏一体をなしているという指摘は今までなされなかったと思う。」

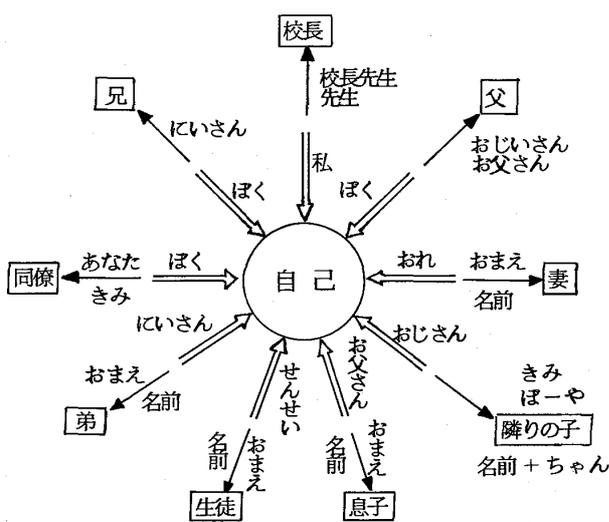
日本的心性の背後にある言語の構造を闡明された卓論であるが、こうした親族名称の代替用法が、明らかに日本語と系統を異にするシナ・チベット語系の中国語にも見えることからすれば、親族名称の代替用法という現象から読みとれるものは、鈴木氏が解明した日本語の特殊性の他に、世界諸文化に通底する普遍の一面もあろうかと思う。

私は、こうした親族名称の代替用法は、人の名を呼んではならぬという古代観念（タブー）に由来すると考える。そうした観念は日本・中国・西欧諸文化にも、かつて普遍的に存在していた。その痕跡の有り様が日本語の特殊な構造を生んでいるのだと思う。一方、この人の名を呼んではならぬという古代観念を基底におけば、中国における「名」「字」「諡」の起源、「一字の褒貶」といわれる「春秋の筆法」などの由来を知りうる。

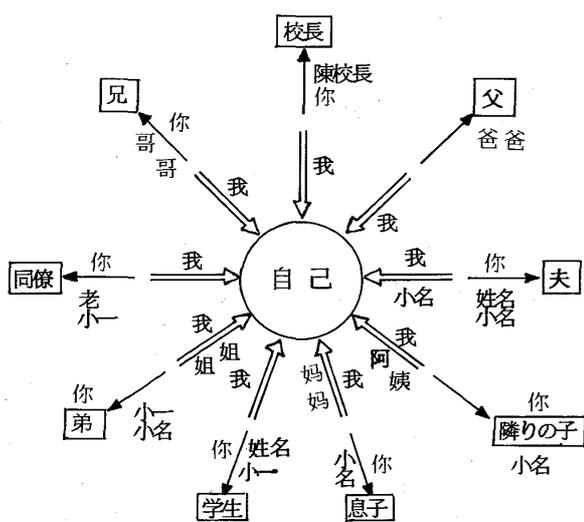
以下小論では、鈴木氏の整理された日本語の親族名称の代替用法に中国語のそれを比較し、その類似と違いを観察し、その由来を述べ、諱名観念にまつわる中国の古代的事実について述べたい。

§ I. 現代中国語の親族名称とその代替用法

まず説明を簡単にするために、鈴木氏が小学校教師（年齢40才）をモデルに自称・対称詞使用の実際を示された図、及びそれにならって中国人インフォーマント^(注3)に作って貰った図及び説明を示そう。



第1図



第2図

説明：

1. 表の称呼は全部現在の私の呼び方です。幼少の時の称呼の仕方とずいぶん差があります。
2. またペキン人は上位者や初対面の人に「您」を使いますが、北方一般は「您」あるいは職称、関係名称を使います。学校や仕事関係上の指導者、初対面の人には「您」を使います。
3. 同僚や、友人のことは姓名で呼ぶのが普通です。年配の人のことを老+姓、年下の人、同年令の人を小+姓で呼びます。男の人を名では呼びませんが、なかのいい女性を名で呼ぶことがあります。
4. 人前で主人を呼ぶとき、或は主人のことに言及するとき姓名を使います。家では「小名」を使います。人前で自称するときは「我」。家では「小名」、「我」を使います。
5. 他人の前で家族のことに言及する時、全部親族名称を使う。例えば「我父亲」「我哥哥」「我弟弟」「我愛人」……。
6. 少女の頃、上位者のことをほとんど全部親族名称や職称で呼び、「你」はあまり使いませんでした。たとえば（父に対して）「爸爸答应过给我买娃娃的。」（兄に対して）「哥哥明天带我出去玩儿好喝？」……
7. 小ちやな子に対して代名詞「我・你・他」を避けます。次のような誤解が起ったことがあります。私が義兄の写真を指して姪（三才）に言う「这是你爸爸。」（この子は一才の時から外祖母つまり私の母の家で育てられ、自分の父のことにについて印象がない）すると、二、三分後その子に「这是誰？」と聞くと、「这是你爸爸。」と答えてしまった。

二つの図を対比してみれば解るように、中国語にも日本語同様、親族名称の自称・対称詞化がみられる。父を「爸爸」、兄を「哥哥」と呼び、子に「妈妈」弟妹に「姐姐」と自称するのは完全に日本語と一致した用法である。（2図には1図の「おじいさん」に当る語が見えていないが、子供がいれば「爷爷」も可）また、親族関係のない隣の子に「おじちゃん・おばちゃん」（「叔叔、阿姨」）と自称し、社会的関係に親族名称を擬制する点など、西欧諸国に比べてかなり日本語に特殊なものと考えられているものも、見えている。

一方日本語の発想ときわだった違いを示すのは、目上の対称詞として日本語には現れない「あなた」に対応する二人称代名詞「你・您」が並用されていることであり、また目下に対して同様に一人称代名詞「我」が並用されていることである。

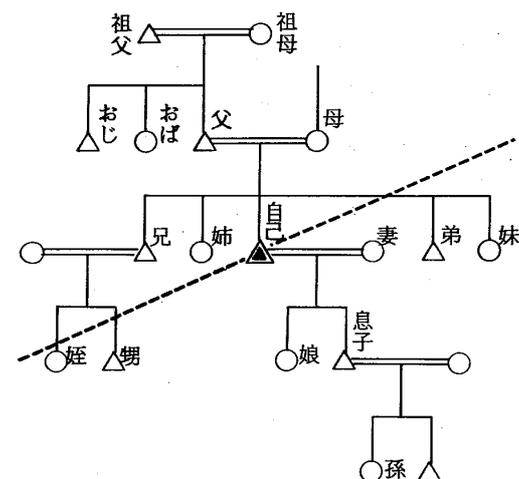
以上二点が二つの図が示す本質的類似と差異であり、鈴木氏のいう日本語の対称依存型の自己規定とインド・ヨーロッパ語系の（I, You, Je, Tu）の峻別に立つ自他対立の自己規定を両極端とすれば、その中間に位するのが中国語であると言えよう。

中国語の人称代名詞をかりに英語のそれと較べてみれば、「I・You・He・She」は「我・你・他・她」と対応する。一点違うのが二人称に目上意識（敬語）の反影した「您」が使われるということである。一方日本語の所謂一人称代名詞といわれる「私・ぼく・おれ」が階層意識を反影していて多様であるのに対して、中国語では「我」一語ですみ、日本語のような親族名称の代替用法をはずしても、「我・你・他」で展開するという点からすれば、中国語の人称代名詞の役割の大きさは、インド・ヨーロッパ語系の言語に近い。

2図に見えている「老+姓・小+姓」「小名」についていえば、年長者に「老」、年少者に

「小」をつけるのは、「姓+さん・くん」の意識に対応しよう。また名の一部に小をつけて「小紅」のように呼ぶ「小名」の存在は、名の一部を省略した「哲ちゃん」などの呼称と対応した現象である。これらは中国語に特有の呼称ではあるが、同様の発想を日本語にも認めうる用法である。

1・2図の親族名称の自称詞・対称詞としての用法は完全に一致しているものの、この図に現れていない事実も中国語には見られる。鈴木氏は1図の用法の基底に働いている規則を次のように家族系統図の目上・目下に斜線を入れて示されている。



- 自己の (Ego) {
- 分割線より上の成員に対する
 - 対称詞は親族名称しか使えない ①
 - 自称詞は親族名称が使えない ②
 - 分割線より下の成員に対する
 - 対称詞は親族名称が使えない ③
 - 自称詞は親族名称が使える ④
- (注4)

第3図

筆者が便宜番号を付した①, ③に中国語との違いが見られる。①については2図に已にみえたように、中国語では日本語のように親族名称を使う一方、「你・您」の人称代名詞が使える。日本語では自分の父を「あなた」呼ばわりしたり、兄を「きみ」と呼んだりできないが、中国語では二人称代名詞の「您」または「你」を使ってかまわない。

1・2図の対比には見えていないが③で、中国語では下位者にも対称詞・他称詞として親族名称が使える、最初にあげた日本語の誤用例は、次のような中国語の反影である。

「妈妈说：很便宜的！等一会儿爸爸・妹妹回来吃饭以后再吃。」

◎◎そしてこの「妹妹」の部分に「哥哥・

弟弟・姐姐・叔叔・阿姨・爷爷・奶奶」等を代入可能である。すると対称詞に関しては中国語では第3図の斜線は消えることになる。

しかし、日本語にみられるこうした親族名称の代替用法の深層意識には、人の名は軽々に呼んではならぬという古代観念（タブー）の痕跡があると思う。それが身分意識に反影すれば、上位者の名を呼んではならぬという儀礼になる。その儀礼意識は中国語でも同様であり対称詞の使いわけには顕在しない上下の斜線は隠された深層に厳然と存在している。

この観点からみれば、①「対称詞は親族名称しか使えない。」のは、上位者の名を呼んではならないからであり、②「対称詞は親族名称が使えない」のは、下位者には名を呼ぶ資格があるから使わないのである。すると中国語が上位者を親族名称で呼ぶと同時に「你・您」を並用できるのは、「你」にはこうしたタブー意識の痕跡が薄いからであり、一方日本語では二人称代名詞「あなた・きみ・おまえ」にまでその痕跡が残っていると見えよう。中国語の二人称に敬語としての「您」が並存していて、英語のように「You」一語ですまないことは、「你」にも幾分その痕跡、または階層意識のさす影があって、「父」や「校長」「初対面」の相手に向った時には「您」がでてくるのであろう。

③に関していえば、日本語は名を呼んでかまわない目下には、直接名を呼んで上位者としての自己を提示するのに対し、中国語では直接名を呼ぶ一方、親族名称を使うことで庇護者として上位の自己を提示する用法も存在しているということである。

公園で泣いている迷子に向かって、「おねえちゃんどうしたの、誰と来たの。」などと言えると、中国ではかなり達者に日本語を運用する人でも大いに吃驚されるのだが、同じ事を中国語では、「小妹妹怎么了？跟誰一起来的？」と言う。泣いている女の子の「弟妹」を想定し、その下位者に立って、上位者の親族名称を使い、「おねえちゃん」と呼びかけ、自覚を持たせようとするのが日本語の用法である^(注5)が、「妹妹」と目下の親族名称を使って、庇護者として安心感を与えようとするのが中国語のそれである。その表面だけを見ると下位者を高く扱々と低く扱う正反対の方向に捉われ吃驚するに過ぎない。こういう言語習慣が固定してくると、中国語では一世代下の呼称で呼ばれることが自立を認めぬ最大の侮辱となり、逆に若い女性が小さい子から「阿姨」と呼ばれるのは何でもないことで、「おばちゃん」と呼ばれたくない日本女性の心理との分岐が出てくるのである。

また、①に関して言えば、中国人通訳の日本語でよく出会う「あなた何を食べますか。」などに感じる不快感は、中国語の「您」を「あなた」、「你」を「きみ」とおき変えるだけで、自称・対称に関する日本語運用の実際を教えられて来なかったことにある。日本語の二人称代名詞にあるタブー意識の痕跡、関係名称で代替するか、何も使わないということは、外国人に対する日本語教育で広くとり上げるべきことである。

以上要するに、日本語・中国語ともに上位者の名を呼んではならぬという古代観念(タブー)の痕跡があり、それによって親族名称の代替用法が両者に対応して表れている。日本語では、人称代名詞一般にその影がさし、上位者には二人称代名詞は使えず、一人称代名詞は対者によって多様に変化する。中国語では人称名詞はほぼこの意識から自由であり、それがかすかに認められるのは「你」であり、「您」という敬語の残存がそれを示している。

§ II. 諱名観念の由来

人の名を軽々に呼んではならぬという古代観念(タブー)は、古代学・民俗学の分野では広く知られた事実であるが、ここにその二、三を見ておきたい。まず日本におけるその事実は万葉集巻一の冒頭の歌、雄略天皇御製と伝えられるものに象徴的に示されている。

泊瀬朝倉宮に天の下しらしめしし天皇

大泊瀬稚武天皇

天皇の御製歌

籠もよ み籠もち 掘串もよ み掘串もち この岳に 菜摘ます兒 家聞かな 告らさね
 そらみつ 大和の国は おしなべて われこそ居れ しきなべて われこそ座せ われにこ
 そは 告らめ 家をも[◎]名をも[◎]

(岩波・日本古典文学大系・万葉集一引)

古代人にとって名は実体と不可分のもので、その名を知られることは、相手に実体を明し、その服従下に入ることを意味した。その注釈に「家や名を教えるのは、男の愛を受け入れる意」とあるのは、その事である。名と実体が不可分であるとか、名は靈魂そのものである^(注6)と

かいう観念は、現代日本人には已にないが、異性を名のみで呼ぶ意識の底にはこうした古代的観念の痕跡が色濃く揺曳していることは説明を要しないであろう。

自他対立の自己規定に立って言語を展開し、日本語のような親族名称の用法を示さない西洋文化にも同様の事は見えている。例えば広く知られたギリシャ神話「オデッセイア」では、一眼巨人ポリュペーモスの洞穴に入ったオデュッセウスは自分の名を明かさなかったために危機を遁れている。

「巨人が帰って来て羊を追入れると、巨石を洞穴の入口に扉としてあてがい、オデュッセウスたちを捕虜とし、二人ずつ食った。オデュッセウスはマローンの酒を与えると、巨人はこれを飲んでふたたび要求し、二度目に飲んだときに、彼の名を尋ねると、彼が《だれでもない》（ウーティス）と答えると、巨人は彼を友情の徴に最後に食ってやると言う。巨人が酔いつぶれたのをみすまして、オデュッセウスは棍棒の先をとがらせ、火で焼き、彼の目を突き潰す。ポリュペーモスは仲間のキュクロプスたちに助けを求めたので、彼らが来て、犯人はだれかと尋ね、彼が《誰でもない》（ウーティス）と答えたので、彼らは立ち去った。」

（『ギリシャ・ローマ神話辞典』高津春繁編）

フレイザー『金枝篇』^(注7)「第二十二章 タブーとされる言葉」は「人名・親族の名・死者の名・王と神聖な人物の名・神の名」といずれも名に関するもので、古代の例ばかりでなく、北米インディアン、エスキモー、セレベスのトロンプ族と同時代の未開民族の諱名観念の例を上げ、その理由として次の説を引く。

「たとえば、社会階級の最下部に位する未開人から話をはじめるなら、オーストラリア土着民の社会で人名をしばしば一般の知識から距てる秘密主義は、『ある人の名を知る敵がその当人を害するための呪術的に利用し得る何ものかがその中にある、との信仰から多くは起こるものである。』」

我々の同時代にもこうした事実は次々と報告され続けているが、^(注8)雄略歌は日本人がこうした古代観念の時代をもったこと、オデッセイアの神話はギリシャ古代の人々の同様の観念を反映している。

東西古代の二例を示したが、こうした意識は古代（または原始段階の民族）に見えるのみならず、民話の世界にも語られ、岩手、山形に分布する「鬼六ばなし」は『聴耳草子』に収録され、近年は武田正『働き女 佐藤家の昔話10』に採集されるなど民間に生き続けている。

「ある流れの早い川があって、いくら橋をかけても流されるので、腕前のよい大工に依頼したが、大工は自信がなく、川を前に思案していると、突然、川の中より鬼が現われ、大工の眼玉をよこせば橋をかけてやると言う。大工はいいかげんに了承すると、数日たって橋は完成する。鬼は大工に眼玉を寄こせとせまるが、大工は山に逃げる。その時、大工は童謡に『早く鬼六ァ、眼玉ァ持って来ばァ、ええなァ』と言うのを聞き家に帰る。翌日、川に行くと鬼は眼玉をよこすのがいやなら名を当ててみろと言ひ、大工はわざと出まかせの名を幾つか言った後最後に鬼六と言うと鬼は消えるという話である。」（『日本昔話事典』稲田弘二他編）

同様のモチーフの民話は、グリム兄弟によって採集された「ドイツ民話」に「ルンペルスティルキン」としてみえており、深く人類普遍の古代思考の存在を感じさせる。

繁鎖にわたるので、ここではこれ以上の例は引かないが、諱名観念の存在は西洋文化にも普遍のものであり、父・母・おじ・おばをファーストネームで呼ぶことは西欧諸国においても許

されぬことであった。^(注9) その普遍の観念がインド・ヨーロッパ語系の人称代名詞には及んでいないのに対し、日本語では人称代名詞全般に及んだことが、二つの言語構造の両極とまで見える差異を生み、その反影の程度によって中国語のような中間的構造をも生んでいるのである。

§ III. 古代中国の諱名観念と礼

かつて加藤常賢先生は、「解釈は起源にあらず」との方法論に立ち、古代中国の「礼」を、祭政一致時代の法律・政治・道德・宗教・経済を内包する未分化の総合的文化として位置づけ、その根本概念が、現存の未開民族間に残存する「タブー・マナ」(taboo-mana) 信仰と全く同じものであることを明らかにされた。その宗教儀礼としての「礼」は、やがて人知の発達に従って、一部は神聖性を失い、神聖儀礼と世俗儀礼とに分化して行った。その分化の段階にあって、儀礼に貫通する意味を「孝・悌・信」などの言葉に翻訳したのが孔子であり、儒教倫理学の発生であるとの見方は、以後中国思想の本流となる儒教の淵源を、人類古代思考の普遍にたどられたものである。^(注10)

以下私の考える名とタブー、古代中国の諱名観念も、この大きな枠組の中の一側面として露呈しているものである。

§ III-1 「名」と「字」

中国の史伝に登場する人物には『史記』以来、多くその「名」と「字」が示されるのは、§ 2 に示した原始観念に由来するものである。名を諱むことから、タブーのかからぬもう一つの名を与えることは、古代エジプト、インドなどにも見えている。

「奇妙にもその比較的高度な文化が最低級の野蛮時代の名残り¹⁾と交錯していた古代エジプト人でも、同じ恐怖が同種類の慣習を生んだと思われる。エジプト人は誰でも二つの名をもらい、それぞれ真の名とよい名、あるいは大きい名と小さい名で知られていた。そして良い名あるいは小さい名が全く開放的であったのに対し、真の名あるいは大きい名はひたかくしに秘めかくされたい。バラモンの子供は二つの名をもらい、一つは常用のもの、他は父母のほかは誰も知ることのできぬ秘密の名である。後者は結婚などのような儀式に際してだけ用いられる。この慣習は、呪術が真実の名と結合された場合のみ有効になるところから、人を呪術から護る目的で行われるのである。」(『金枝篇』〔二〕192p)

この「良い名、小さい名」、「常用のもの」が、中国における「字」の原義に他ならない。こうした二つの名を与える慣習は、他の文化では呪術がその効を失うとともに消えていったのだが、中国では「怪力乱神を語らぬ」(『論語』「述而」) 孔子儒家集団によって、改めて合理的解釈が付与され、「礼」として制度化されたため、清朝瓦壊までこの慣習が生き続けることになるのである。

「名」と「字」の儀礼的側面は、その字形そのものに示されており、白川静氏の解釈にその原義が解かれている。

「名の金文の字形は夕に従わず、上部は肉の象形である。一中略一下部の口は載書祝冊の器。

肉を薦めて祖廟に告げる意の字形であるが、特にこれを名字の名に用いるのは命名・告名の儀禮に際してこの儀が行なわれたからである。」(『説文新義』卷二)^(注12)

「字は周禮外史『書名』の注に『古曰名，今日字』または禮記冠義「已冠而字之」，公羊傳僖九年『字而笄之』とあるように名字相對して用い，それが字の初義である。名は祭肉を薦め祝告して祖靈に生子の名をいう儀禮であり，字は祖廟に子を見えしめる儀禮である。ゆえに字はㇿ子に従う。」(『説文新義』卷十四)

引用は一部であるが，許慎の『説文解字』に「从口从夕，夕者冥也，冥不相見，故以口自名」(暗がりて名のる)，「乳也，从子在ㇿ下，子亦聲」(子に授乳する)と説かれてきたものを，古代の実相にかえされた字解と思う。

「名」と「字」の字形が古く二つの加入儀禮が行われたことを示しているが，その命名儀禮は，『禮記』(「内則」)に一連の生子の礼を記した段に見える。

「①三月之末，擇日剪髮爲髻，男角女髻，否則男左女右。是日也，妻以子見於夫。貴人則爲服。由命士以下，皆漱澣。男女夙興，沐浴衣服，具視朔食。夫入門升自阼階，立于阼西鄉。妻抱子出自房，當楣立東面。姆先相曰「母某敢用時日，祇見孺子。」夫對曰「欽有帥。」父執子之右手，咳而名之。遂左還師。②子師辯告諸婦母名。妻遂適寢，夫告宰名。宰辯告諸男名。書曰某年某日某生。而藏之。宰告閭史，閭史書爲二，其一藏閭府，其一獻諸州史。州史獻州伯。州伯命藏諸州府。」

以下，「内則」には「世子，適子，庶子」等，子の身分に応じた儀禮が記されているが，いずれも三ヶ月にして命名が行われる。所引の ①の部分は命名の式次第，②以下は告名のことを記しており，已に礼の制度化の際には「名」は「師」や「宰」によって諸方に告げられるものであり，古代エジプトやバラモンの慣習のように絶対的秘匿を受けるものではなくなっている。元来は呪術回避の爲全面的に秘匿されたものが，単に上位者の名にのみそのタブー意識が残された段階の儀禮が「内則」の内容である。そうなると，通用の名としての字も当初からつけられる必要はなくなり，相応の変質を起こす。起源としては「祖廟に子を見えしめる儀禮」であった「字」の儀禮は，同じ加入儀禮でも成人のそれ「士冠禮」と結びつき，呪術回避の原義は忘れられ，人倫としての「敬」意の觀念をもって解釈されるようになる。

「①字辭曰，禮儀既備，令月吉日，昭告爾字，爰字孔嘉，髦士攸宜，宜之于假，永受保之。曰，『伯某甫』，仲季季，唯共所當。一中略一②冠而字之，敬其名也。(『儀禮』「士冠禮」)

「③冠而字之，成人之道。(鄭注字所以相尊也)」(『禮記』「冠義」)

「④男女異長，男子二十，冠而字。父前子名，君前臣名。女子許嫁，笄而字。」(『禮記』「曲禮上」)

成人の冠礼には，①のような荘重な唱えごとによって「字」が与えられ，「伯某甫」と称された。②，③がその意義づけであるが，「某の名を敬う」とは「名」に対する敬意から「字」をつけてそれを呼ぶという解釈で，已に古代呪術の影は消え，現代日本語・中国語に行われる上位者の実名敬避の意識に大差ないものになっている。となれば，④のように「名」の完全な秘匿は不用で，父の前，君の前(上位者の前)にはその敬避は解除されるのである。このように名をいわぬことを敬意の意識でとらえるようになると，下位者でも相当の尊重を受くべきものは，同様の待遇を受けることとなる。次の規定がそれである。

「國君不名卿老世婦。大夫不名世臣姪娣。士不名家相長妾。(鄭注，雖貴於其國家，猶有所尊

也。卿老上卿也。世臣父時老臣。)(『禮記』「曲禮，下」)

以上に加えて、「男女非有行媒，不相知名」(『禮記』「曲禮，下」)があり，雄略歌的意識が礼式化したものである。上位者に対する諱名は「諸侯生不名」(『禮記』「曲禮，下」)とあるだけでその身分に応じた規定が事改めて明示されていないが，それはあまりにも普遍的意識であったためであろう。

さて，男子に字して「伯某甫」と言うところでは，「伯」は伯仲叔季の兄弟の序列，「某甫」が字であるが，経書では「某父」と記され，「甫」は「父」の仮借字で「父」が本字である。④に女子にも許嫁の際に笄を挿して字を与えることが見えているが，経書にしかと指摘できないが，王国維の「女字説」(『觀堂集林』卷三^{注13})に周代の彝器に鑄こまれた「女字」を解読して十七の例を得，いずれも「姓」+「某母」と記されていることを示されている。十七例のうち呼称の一番長いものを一例だけ引いておくと，

「齊侯匱曰，齊侯作號孟姬良母寶匱。」とあり，「姬良母」が「姓」+「某母」の部分で，これはその出身国「號」の名と姉妹の序列(孟仲叔季)の「孟」が添えられている。『春秋』に見える女性の記事は，むしろこの「孟姬」のように，「序列+姓」で示されるのが普通で，その名も隠されている。

§ III-2 「礼」及び「春秋左氏伝」に見える命名法の意味

命名の儀礼については先に述べたが，命名に避けるべきこととして次の規定が示されている。

「名子者不以國。不以日月。不以隱疾，不以山川。」(『禮記』「曲禮，上」)

何故，国名以下を名付けに用いてはならないか，又如何に名付くべきかについては，『左氏伝』の次の記事がそれをよく語っている。

「九月丁卯，子同生。以太子之禮舉之。接以大牢，卜士負之，士妻食之。公與文羌，宗婦命之。公問名於申繻。對曰，名有五。有信，有義，有象，有假，有類。以名生爲信，以德命爲義，以類命爲象，取於物爲假，取於父爲類。不以國，不以官，不以山川，不以隱疾，不以畜牲，不以器幣。周人以諱事神，名終將諱之，故以國則廢名，以官則廢職，以山川則廢主，以畜牲則廢祀，以器幣則廢禮。晉以僖公廢司徒，宋以武公廢司空，先君獻・武廢二山。是以，大物不可以名。公曰，是其生也，與吾同物。命之曰同。」(『左傳』「桓公六年傳」)

『禮記』「内則」の太子誕生の礼を取り行い，命名法を申繻に問うたもので，その命名法には「信・義・象・假・類」の五つがある。生まれながらに名をもっているのが，「信」。以下徳義の名をつける「義」，子の容貌にちなむ「象」，生まれた時の事物にちなむ「假」，父に関する事物にちなむ「類」である。子同の場合は生日を父と同じくしたことから「類」をもって「子同」と名付けられた。

その命名法の第一「信」には「名」と「靈魂」一体時代の神秘の影が色濃く残っている。名をもって生まれてくるとは，例えば，「左伝」隠公元年に見える宋武公の子仲子が，掌紋に魯の字をもって生まれ，果して魯の夫人となった話，同じく桓公の公子友が，占卜して「友」の名を知り，生まれてみるとやはり掌紋に「友」の字があったという話などに，運命論的命名法が見えている。神話時代の帝嘗高辛は生まれながらに自分の名を言ったと伝えられる、

「宋武公生仲子，仲子生而有文在手，曰，爲魯夫人，故仲子歸于我」(『左傳』「隠公元年」)

「成季之將生也，桓公使卜楚丘之父卜之。曰，男也。其名曰友。一中略一及生，有文在手曰友，遂以命之。（『左傳』閔公二年傳）

「高辛於顛頊爲族子，高辛生而神靈，自言其名」（『史記』「五帝本紀」）

名に関する古代觀念が儒家的合理主義によって礼として制度化されたとはいえ，こうした所に「名」の神秘性が意識の表層にまで顔を出しているものと思う。

父の死後，周の礼では生前の本名をはばかってこれを諱（いみな）とし，これをいわずに祖靈に仕えた。一方「名」と「字」に加えて死者に呼びかけるには別に第三の名「諡」（おくりな）をつけた。国名，官名，山川の名等を名とすれば，父の死後それらを変えずにはその祭祀は不可能となる。実際にそのようなことの起った実例として，晋では「司徒」が，宋では「司空」が君名を避けてそれぞれ「中軍」「司城」と変えられ，魯の獻公・武公が「具・敖」の山名をもって名付けられたので，二山の名を改めたことがあげられている。こういう規定が名に関する神秘感が生きており，諱名觀念が強く残っている時代に如何に重要なものかは，それを持たぬ未開民族が経験しつつある言語の混乱，歴史の断絶に照らす時，明確にみてとれよう。

死者の名を諱む慣習は，オーストラリア原住民，アメリカインディアン，シベリア・サモエド族，インド・トダ族，アフリカ・アカムバ族，ナンディ族，フィリピン・ティグアン族，ニコバル群島，蒙古，アイヌと遠く地を隔てられた諸民族に報告されている。（『金枝篇』（二）二十二章三，「死者の名」）

その死者の名が，動植物や火，水など日常用語と一致する場合には他の語に変えねばならなくなる。その結果，各部族ごとにその方言を異にするといった極端な言語の分化が起ってくる。こうした諱名觀念がもたらす極端な方言の分化，絶えず変容の中におかれる言語の不安定の実例も同書に数多く報告されている。そのうちフィリピン，ニコバル群島の土語についてデ・プレストル氏の発言として引かれている一条のみをあげておこう。

彼らの社会には「歴史の生成」を，あるいは少なくとも歴史的物語の伝達を最も有効に妨害すると考えられる最も奇異な慣習が普及している。ニコバル群島の信仰に絶対の裁可を与えるある厳格な掟によって，どんな人の名でも彼の死後には口にしてはならない。極めてしばしば起こることがあるが，仮りにある人がニコバル群島土語で「鶏」「帽子」「火」「道」などのような名をもっていたとすれば，彼の死後このような語の使用は，死者に対する個人的な指標としてだけでなく，それが表す通常の名としてすら注意深く回避せねばならぬほど徹底的にこの掟は守られているのである。こうして沢山の名が彼らの語彙から消失し，目差す事物を表わすため新語が鑄造されるか代用語が他のニコバル方言や外国語の中から選ばれることになる。この異常な慣習は言語そのものを不安定にするばかりでなく，政治生活の連続を破壊し，過去の記録を全く不可能にしてしまわないまでも，不確実かつ不明瞭なものにするのである。」

礼の命名法の規定はこうした混乱を未然に防ごうとしたものである。晋の僖公や武公の例は諸侯のことであり，国内における最高位者として「名」のタブーが守られた例であり，このような規定がなかったとしても，中国の当時の段階の文化に直ちにニコバル土語のような混乱をもたらすわけではないが，広く名に関するタブーが行われてきた名残りとして，その混乱回避によって生まれた規定である。儒家は諱名に関する礼を定め，上位者に残存する「名」のタブー觀念を「敬」意という人倫觀念で解釈し直す一方，その秘められたタブー意識が歴史記述にもたら

す混乱を防ぐため次の原則を立てている。

卒哭乃諱，不諱嫌名，二名不偏諱，逮事父母，則諱王父母，不逮事父母，則不諱王父母。君所無私諱，大夫之所有公諱。詩書不諱，臨文不諱。廟中不諱。夫人之諱，雖質君之前，臣不諱也。婦諱不出門。大功小功不諱。入竟問禁，入國而問俗，入門諱。（『禮記』「曲禮・上」）
 經典整備の段階に達した中国の諱名は、未開民族のそれのように全面的なものではなく、父母に仕えるものは祖父母の名を諱むが、父母に仕えないものには適用されないなど、限定的なものである。何よりも、文献記載「詩書に諱まず，文に臨んでは諱まず」とした原則が重要である。これはみごとに未開諸民族のような歴史の断絶を防ぐものであった。ただ、この規定が文字通りに運用されて行けば、中国の歴史記述に何の障害もないのだが、事実はそのようになっていない。

未開の段階を抜け出しつつあった時に、こうした原則を立て得た儒家の合理精神とは確かにみごとなものであるが、これが經典として一旦固定されると、秘められた原始観念はこれまた清朝崩壊まで生きながらえ、時に暴威を振う所に、儒学が中国文化の足枷となった一面も否定できない。

というのは、一たんは「詩書不諱，臨文不諱」と規定され、諱名が原始的タブーではなく、「敬」意に発することとなっても、文献記載にもその「敬」意を持ち込みたいとなれば諱名が発生してくる。この規定を生んだタブーの下意識が働くためか、歴代の史書は「避諱学」一科を立てねば正しい読み取りが出来ぬこととなっている。陳垣『史諱舉例』は歴代の史書から避諱の事例を集め、そのあり方を分類整備したもので、文献学、ことに本文批判には欠かせぬ知識である。

諱を避けて、字を改めたり、空格としたり、筆画を欠いて欠筆としたりの方法は史書を読む者の常識であるが、一方で祖諱を避けて、せつかく与えられた官職を辞したり、李賀のように進士の試験が父の諱「晋」と同音であったため、受験を断念するなど、不合理の事象まで生んでくる。^(注14) これには韓愈が「諱辯」を書いて翻意を促したが、李賀の深層意識に潜んでいたものは、合理精神をもってなる韓愈にも動かさなかった。^(注15)

そればかりか、礼の諱名が敬意をもって説かれれば、それがリゴリズムと化する時、反転して不敬罪として獄につながれる者まで出てくるし、清朝のように異族が漢化しようとする時には、そのリゴリズムが極端まで進み、大逆罪とされ、刑死するものまで出ている。

當時上諭曰、「閱其進到之書，第一本敍文後凡例，竟將聖祖世宗廟諱及朕御名字樣開列，深堪髮指。此實大逆不法，爲從來未有之事，罪不容誅，即應照大逆律問擬，以申國法而快人心。」以諱殺戮多人，眞「從來未有之事」（陳垣『史諱舉例』）

「快人心」とは言いも言ったりだが、陳垣は余計はことは言わず、「眞『從來未有之事』」と乾隆の言葉を乾隆に投げ返している。「四庫全書」の整備という中国文化集大成の大事業を行なった同じ乾隆の漢文化尊重の表裏であることを思うと儒学の足枷の深さを思わずにはいられない。こうしたことは他国に起った野蛮なことではすまず、タブーの意識を基底に持った呼称で言語をやり取りしている日本人にも無縁ではない、勅語を奉読して「御名御爾」と唱えていたのはつい先頃までのことであるし、なくなられた昭和天皇を「先帝」と呼称するなどの社会事象も見えている。私達の深層意識にあるタブー観念は、これを明示しておかぬと、常に本卦返りの危険をはらんだものとして存在している。

系の復原に始めて手を着けた王国維「殷卜辭中所見先公先王考」(『觀堂集林』卷九)に羅振玉の説を引いて次のように言っている。

卜辭於先王本名之外，或稱帝某，或稱祖某，或稱父某兄某。羅參事曰，有商一代帝王，以甲名者六，以乙名者五，以丁名者六，以庚辛名者四，以壬名者二，惟以丙及戊己名者各一，其稱大甲小甲大乙小乙大丁中丁者，殆後來加之亦別。然在嗣位之君，則徑稱其父爲父甲，其兄爲兄乙，當時已自了然，故疑所稱父某兄某者，即大乙以下諸帝矣。余案參事說是也。非獨父某兄某爲然，其云帝與祖者，亦諸帝之通稱。

以下卜文の実例を引いて，大中小ばかりでなく，「三祖庚」と「盤庚」を呼称するなど数字をもって同じ干名を区別し，それに祖字を付すこと，また卜文によって同じ人物が「父某」「兄某」の形で出てくることが示されている。すると「妣某」とこれら通称を冠した干名が果して後世の「名」に当るものであろうか。王又は男性としての通称+生日，これ全体が後世の「字」，呼ばれていい名であったと推測する。司馬遷の「殷本紀」には，生日をもって名づけられた始めの遠祖，上甲「微」，王朝の創始者，大乙「成湯」，その亡国の王，帝辛「紂」の名が別に示されている。「微・湯・紂」これらが輕輕に呼ばれてならぬ実名だったのではないか。「微」につけた『史記索隱』の注に

皇甫謐云，微[○]字上甲，其母以甲日生故也。商家生子以日爲名[○]自微始。

とあるが，上甲を字として捉えている。ただ「生子以日爲名」と名字の別があいまいになっているが，素直に読めば「微」を名と捉えたと思う。

「成湯」は帝号として読まれてきており，そのうち，「湯」が字であるとか名であるとか「紂」とともに諡であるとか説かれて来たが，「微」と同じ実名であると思う。「諡」は周制であり，悪行・非行にちなんで「諡」とするという考えはその起源にないこと，宋の鄭樵の見解の通りである。

按諡法，惡諡莫如桀紂，其次莫如桓靈，其次莫如幽厲，此古今之所聞也。以臣所見，皆不然，桀紂是名耳。非諡也。名者生之所命，而非死之所加也。當夏之季，當殷之興，則未有諡，桀非諡也。當殷之季，當周之興，雖有諡法，然得諡爲榮，不得諡爲辱，名之以紂辱莫大焉。桀之所名者取於木，猶高柴公孫枝之所取云耳。豈有賤人多殺之名，而可以爲名乎。紂之所名者，取於絲，猶臧紇南宮縉之所取云耳。豈有殘義損善之名，而可爲名乎。是名也非己之所更，即父兄之所命也。安得有是義乎。(『通志』卷四十三「諡略」)

諡法が周制に発することから見て，桀を「賤人多殺」，「紂」を「殘義損善」の諡とするのは，諡を「行之迹也」(『禮記』「表記」の鄭注)とする意識の拡大解釈によるものである。日名をもって名とすることは夏の末季に起こり，桀もまた「履癸」の名とともに伝えられる。この桀が木にちなんだ実名，紂が糸にちなんだ実名とされるなら，微とともに湯もまた実名であろう。

思うに史書に実名が直接でる理由は，

- ①人物特定の為客観的に記述される場合(「臨文不諱」)。
- ②その名を称して称揚する場合。
- ③タブーを剥奪してあえて名を表す場合。

との三つがある。「桀」「紂」の名が特記されるのは③の意識によるもので，後世それが悪諡の考えと結びついたものである。遠祖上甲微，殷王朝創始者大乙湯の名が『史記』に称されるのは②の理由による。

靈魂と一体として捉えられた「名」は知られることで呪いを受けるタブーの側面と、唱えることで永生を得る逆の側面をもっていた。こうした②の古俗を示すものとして、二つの名を用いて実名をタブーとしたエジプトに全く逆の慣習が残っている。

エジプト人は「死者の名を語ることは死者を再び甦らせることである」と言った。墓碑銘には、「消え去った者に生の息吹を与える」ために、墓に入った者の名を語るよう通行人に懇願する句が記された。彫ったり書いたりしてある名を消す以上の大きな危害を、エジプト人に加えることはできなかった。彼の名を示す文字を破壊することは、靈魂の破壊を意味した。(『神話伝承事典』「Name」の項、^{注18})

この名に関する二つの側面が作用して、「微」「湯」「紂」の名があらわれていると考える。世系譜の中にみえる「雍・蔑・羌・南・魯・般・武」のような類別詞とは見えない個別性をもった用字は客観的に示されたその名にあたるものと思う。いわば、般の人の通称は日名をもって呼ばれ、一般には表れにくい実名をも持っていたと考えるのである。

§ III-4 春秋の筆法と諱名観念

『春秋』とは魯の不修春秋を資料として、孔子がその政治的理想をこめて刪述したもの、その日記体の簡略な記述には孔子の価値判断が示されていると、古くから考えられてきた。孟子が「孔子成春秋，而亂臣賊子懼」（「滕文公下」）と言って以来、その筆法に示される「微言大義」「一字褒貶」を追求したものが春秋学、春秋三伝である。中でも「公羊伝」「穀梁伝」はもっぱら、その筆法を追求し、書法の原則を考えたものである。「左氏伝」は記述の背景となる歴史物語を展開するに特徴があるが、その筆法に言及し、孔子の批判を認めることに変わりはない。

『春秋』が果して直接孔子の手になったものかどうか、『春秋』の記載法に本当に褒貶の意があったかどうかは自ら別の問題であるが、そのようなものと読むことによって、春秋学、儒家政治思想が生れて来た事実は動かせない。また少くともそこに一定の書法の存在していたことは、同種の記事の記載法を比較して帰納できるものがあることから知られている。今、諱名観念に関するものをあげれば、同盟の諸侯にはその卒に名をいうが、未同盟の諸侯には名をいわないということが、「凡例」として「左伝」に立てられている。

左傳隱公七年，春，滕公卒。不書名，未同盟也。凡諸侯同盟，於是稱名。故薨則赴以名，告終稱嗣也，以繼好息民。謂之禮經。

經 僖公廿有三年，十有一月，杞子卒。左傳，十一月，杞成公卒，書曰子，杞夷也。不書名未同盟也。凡諸侯同盟，死則赴以名，禮也。赴以名，則亦書之。不然則否，避不敏也。「左伝」は同盟諸侯の卒は全て名を書くことから上の凡例を立て、未同盟の諸侯でも時に名を書く例外を、告げて来た場合には書くと補足している。

また「穀梁伝」にも同様の解釈がある。

隱公八年，辛亥，宿男卒。（傳）宿微國也。未能同盟，故男卒也。

とするとこれを諸侯の死の書法と帰納できそうだが、隱公七年「滕侯卒」には「穀梁伝」はまた別の説明を加えていて、更に「公羊伝」も微妙にニュアンスを異にしている。

隱公七年，滕侯卒，（穀梁傳）滕侯無名，少曰世子，長曰君，狄道也。其不正者名。

隱公七年，滕侯卒，（公羊傳）何以不名，微國也。

同盟の諸侯の死に名をいわぬ例はなく、「左伝」の「凡例」は大旨妥当に見えるが、名をいわぬことに未同盟以外の理由もありえるわけで、その意味づけが分かれている。ここで私が問題にしたのは『春秋』の本義ではなく、むしろこうした読み取りに見える名に関するそれぞれの古代的観念である。『春秋』に「滕公卒」と記載されるのを見て、そこに名がない事に着目する三伝の意識の基底にあるものは、礼の観念と名分の観念である。名のあるべき所に名のないことから、同盟と未同盟の別の明示とみたり、異族の風習で、若い時には「世子」、成人して「君」と呼ばれ、滕公には名はなかった。正嫡以外に名があるという見解、名を表わすに足りない小国であることを示したとする三伝それぞれの見解は、戦国期の人々がもっていた礼・名分の観念の反影である。

また、当の『春秋』が、「克己復禮を仁と爲す」（『論語』「顔淵篇」）「必ずや名を正さんか」（『論語』「子路篇」）という孔門の徒の手になる以上、刪述の基底に礼・名分の観念があることは確実で、戦国期の人々のその面での解釈を誘うのは当然のことである。その端的な例として、隱公三年、周の平王の死を記した部分の「穀梁伝」を引いてみよう。

隱公三年，三月，庚戌，天王崩。（傳）高曰崩，厚曰崩，尊曰崩，天子之崩以尊也。其崩之何也。以其在民上。故崩之。其不名何也、大上故不名也。

「公羊伝」では「崩」についての解釈はあるが、「不名」については触れない。また「左伝」には日付の事だけ言って二点については触れない。しかし、この「穀梁伝」そのものについては両学派も異は立てまい。つまり「天王崩」の記載は正に当時の礼・名分の観念そのものである。最高位者である故にタブーとしての名が礼に則って尊ばれ、その死が「崩」と換言された記載の説明が「穀梁伝」である。『禮記』には「死」の換言と諸侯の名の扱いが次のように示されている。

①天子死曰崩，諸侯曰薨，大夫曰卒，士曰不祿，庶人曰死。（『禮記』「曲禮・下」）

②天子不言出。諸侯不生出。君子不親惡。（鄭注，天子之言出，諸侯之生名，皆有大惡，君子所遠。出名以絶之。春秋傳曰，天王出居於鄭。衛侯朔入於衛。是也。）諸侯失地名。滅同姓名。（『禮記』「曲禮・下」）

死のタブーは已に身分制に対応したものとなっていること、名の扱いに同じだが、『春秋』はこの書き方（「名分論」に立って）で書かれている。その成書の段階が『春秋』よりずっとおくれる『禮記』であるが、春秋の筆法が意識されるのと、この礼がノートされるのと、同じ文化の大きな流れの中にある。

天子に名いわぬと、滕侯の無名とはその起源を考えれば同じことだが、礼文化において、名はその平等性を失い、名と身分が結びついて「名分論」となり、一方は至尊ゆえ名を表さず、一方は未開野蛮の「狄道」ゆえ名を表さぬとの二つの方向に分裂した捉え方が「穀梁伝」ではなされている。

②のように、諸侯の名は生前には秘匿され、その領域を失えばその資格を失い、同姓を滅すような非道を行えば、タブーの権利は剥奪される。となれば、『春秋』に「名いう」と「名いわず」に褒貶の意が生ずる。この規定は鄭注にあるように春秋伝の解釈と対応したもので、あるいは春秋学から帰納したものとも読める。いわば戦国期の春秋学の担い手と礼のノートを記した人々とは同じ観念の共有者であった。いわば、礼の名分と春秋学の名分は表裏一体のもの

で、その名分のアンバランスに褒貶の意図を読みとろうとしたのが、春秋三伝の解釈である。名の扱いがその様なものとして読まれるなら、それは稱謂全般に及び、氏を稱するか否か、公子・夫人・爵位を、国名を書するか否か、名をいうか字をいうか等名分の扱いが春秋学の重大な関心事となり、「春秋一字の褒貶」という考え、進んでは新王思想等儒家政治学へと展開して行く。いわば儒家政治学の基底にも、名とタブーの古代観念は色濃く影を投じている。

註

- 注1 上海外国語学院編「日本語 第二冊上, 第一課, 練習一, 朗読」'80の文, 誤は已に訂正済み。
- 注2 「思想」572号, 後に『日本の言語学第五卷, 意味・語彙』大修館書店'79に収録
- 注3 第2図表作製者は当時26才の女性, 洛陽の大学教師で上海外国語学院日本語科大学院生。女性であるため「妈妈・阿姨・姐姐」のような自称詞がでているが, 男性におき変えれば第1図に相当する「爸爸・叔叔・哥哥」となる。又大学教師であるため, 学生への自称は「我」しか見えていないが, 対手が小学生ならば当然日本語の「せんせい」に当る「老師」も使える。
- 注4 ①②③④の番号をつけた規定は同じ表を簡略に説明した同じ筆者の「ことばと文化」岩波新書所載のものを示した。
- 注5 この「おねえちゃん」の呼びかけがその子の家族の最下位者に同化した「第二の虚構的用法」であることは, 岩波新書「ことばと文化」p160以下に記述されている。
- 注6 The Woman's Encyclopedia of myths and secrets「神話伝承事典」バーバラ・ウォーカー著, 山下主一郎等訳, 大修館書店'88に『「名」を意味する語は『靈魂』を意味する語とほとんど同じであった。アイルランド語の ainm, 古代ウェールズ語の anu, 古代ブルガリア語の imen, サンスクリット語の onoma, ラテン語の anima, nomen, numen が名を意味する語である。アイルランド語の ainm は名前, anim は「靈魂, アニマ」であった。ある場合には同じ格変化をするので, しばしば混同される。」とある。日本語では「言霊」の語がこの発想に近い。
- 注7 『金枝篇』(二) 岩波文庫版 永橋卓介訳
- 注8 例えば、『ナパニューマーアマゾン原住民と暮らした女』エレナ・ヴァレロ著 竹下孝哉・金丸美南子訳 早川書房'84
- 注9 『リーダーズ・ダイジェスト』'83, 6月号「ドナルド・キーンの日本診断3 校内暴力について」に「アメリカにおいては, 世代間の言葉の壁を取り払うため, 特別の努力が払われているが, この傾向は最近特に顕著である。アメリカの親たちのなかには, 子供たちに『パパ』や『ママ』ではなくて, 自分たちのファーストネームを呼ぶよう奨励している人々もいるくらいである。また, 多くの大学では教授と学生たちが, お互いの名前をファーストネームで呼び合っている。」とこの面の変化を語っている。同様のことはフランスなどでも起っている。
- 注10 加藤常賢著『礼の起源とその発達』後に『中国原始觀念の発達』昭和26年 青龍社と改題。また東京大学中国哲学研究室編「中国思想史」(第一章 正統的思想)にも同様の主旨が展開されている。
- 注12 白川静著『説文新義』全十六卷 昭和49年 五典書院
- 注13 王国維著『觀堂集林』中華書局'73
- 注14 陳垣著『史諱舉例』台湾文史哲出版社, 民国76年
- 注15 (宋) 洪邁著『容齋隨筆』(「續筆卷第十一唐人避諱」) 上海古籍出版社'78
- 注16 赤塚忠著作集一『中国古代文化史』p37より引用
- 注17 郭沫若著『甲骨文研究』中華書局'76
- 注18 『神話伝承事典』Name の項, 注6に同じ。